

北海道ウタリ協会の運動とアイヌ民族の「主体性」

——1960年代から1984年「アイヌ新法（案）」まで——

木戸 調

1. 同化から継承への変化

2008年に、内閣官房長官の要請に基づき、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が設けられた。その報告書は、明治期にアイヌ民族に対して行われた同化政策などによってアイヌ文化が打撃を受けたこと、アイヌ文化を復興する責任が国にあることなどを指摘している。また近現代を扱う研究も、戦前において「同化」が支配的であったことを示している。一方で、いわゆる「アイヌ文化振興法」が1997年に制定されて以降、北海道アイヌ協会（旧北海道ウタリ協会）を中心として、アイヌ文化の振興や継承が盛り上がりを見せている。このように、アイヌ民族の近現代史は同化から継承へ、という変化としてとらえられよう。

この変化の要因は一般的に、国際的な先住民族復権の動きという外的要因に刺激され、アイヌ民族はアイヌ文化に対する「主体性」や「誇り」を取り戻していった、と説明されることが多い。確かに、1976年に発効した「国際人権規約」の第27条では少数民族の権利の保証を求めており、1982年には「国連先住民作業部会」が設置され、1993年は「国際先住民年」とされている。このような国際的な動きの影響を否定することはできない。

しかし、このようなアイヌ文化の振興や継承の盛り上がりには、アイヌ民族の内部的な要因はなかったのだろうか。戦前の同化に関しては詳細な議論が行われている一方で、文化振興・継承の機運の高まりの内部的な要因に関する議論はほとんどなされていないというのが現状である。

2. アイヌ民族の「主体性」をめぐる議論

戦前の文化的同化を扱う研究は基本的に、日本政府や和人のアイヌ民族に対する営為を明らかにするという問題意識を共有し、日本政府や和人がアイヌ民族の文化や生活基盤を収奪していったことを指摘しているという点で一致している [小川 1997, 榎森 2007]。その一方で、これらの研究は、和人がアイヌ民族を支配したという関係性の歴史としてのみ描いており、アイヌ民族の「主体性」を奪う議論である、という批判がなされている [坂田 2011, 佐々木 2013]。

戦後については、観光地においてアイヌ文化を見せることに、「主体性」を見出そうとする研究がある [太田 1993, 煎本 2001]。太田は、「文化を操作できる対象として新たに作り上げること」 [太田 1993: 391] を「文化の客体化」であるとし、観光地でアイヌ文化を見せる行為はその結果であり、誇りを取り戻しているという。また煎本によれば、阿寒湖における「阿寒湖まりも祭」は、まりもの保護の必要性が高まるなかで、アイヌ民族の山本多助らがアイヌ文化を「客体化」し、その本質を「自然への感謝」に結びつけ、祭りの中でカムイノミを行うようになったという [煎本 2001]。

一方で、日本政府や和人のまなざしを問う立場からの議論は、観光の場でアイヌ文化を見せる行為にアイヌ民族の「主体性」を見出すのは難しいとしている [東村 2006]。東村は、観光の場以外にも「観光(者)のまなざし」が勝手に侵入し、そこで観光と「主体性」や「誇り」が結び付けられることで、「見られる側」の全人格的関与を要求してしまうと指摘している。

3. 対象・方法

以上のように、現在はアイヌ民族の「主体性」が議論されているとあってよい。しかし、戦後に関しては特に観光が焦点化されており、文化振興・継承の高まりの内部的な要因に迫ることができていない。また、最も規模が大きく「主体的」な組織である北海道アイヌ協会の機関紙『先駆者の集い』や新聞記事などが全4巻の『アイヌ史』として出版されるなど、史料の蓄積がなされているにもかかわらず、アイヌ民族の活動が整理されていない。そこで本稿では今後の研究に資するため、史料の豊富な北海道アイヌ協会を中心

とし、アイヌ文化振興・継承の機運が高まった際のアイヌ民族内部の動きを整理したい。

北海道アイヌ協会は、戦後 1946 年に「社会事業団体」[北海道ウタリ協会 1994: 193-4] として「創立」¹され、農地改革反対運動²が失敗して停滞、その後 1960 年に再建、1961 年に北海道ウタリ協会に改称し、再び 2009 年に北海道アイヌ協会に改称している³。1960 年の再建に際して、貝澤正は、「北海道不良環境地区対策」に関連して「市町村のテコ入れもあり、それが再建への一つの動機となった」[野村 1996: 144] と語っている。また、東村は「北海道不良環境地区対策」から「北海道旧土人保護法」存廃論争にいたるまでの 1960 年代において、北海道ウタリ協会が道庁と「協調路線」をとっていたことを指摘している [東村 2006]。

しかし、東村が対象としている時期は 1960 年代までであるため、その後の文化振興・継承の高まりが考察されていない。そこで本稿では、主に 1960 年代以降から 1984 年の「アイヌ民族に関わる法律（案）」（以下、「アイヌ新法（案）」）を北海道ウタリ協会が議決し、文化振興・継承を一つの目標とするまでを対象とする。

また、基本的な史料として『先駆者の集い』を用いる。『先駆者の集い』は、再建後の北海道アイヌ協会の機関紙であり、創刊号は 1963 年、第 2 号は 1971 年発行であり、その後、年に 1 から 4 号を発行している。これは基本的に、協会員に向けた事務的な広報紙としての側面が強く、即座に北海道アイヌ協会の歩みがわかるようなものではない [小川 1994]。そのため、適宜新聞記事などで補完していく⁴。

4. 北海道ウタリ協会の運動と「主体性」

(1) 「協調路線」から国際的な運動への変化

まず 1961 年に「北海道ウタリ協会」に改称している。その理由は、「若い人達」が「戦前『アイヌ』という名で差別されてきたのに、自分たちの組織の名に『アイヌ』とついていると、差別されたことを思い出して嫌だ」[野村 1996: 131] として、名称変更の動議を提出したためであるという。この動議は満場一致で可決されている。

その後、1963年に発行された『先駆者の集い』の創刊号は、紙面を大幅に割いて「不良環境地区対策」の取り組みを紹介しており、協調路線をうかがうことができる。しかし、その後運動が停滞、1971年に第2号が発行されるまで、北海道ウタリ協会からの発信は見られない。ただし、その間に活動がなかったわけではない。以下、1960年代における「不良環境地区対策」に関わるもの以外の活動を列挙しておく。

まず、1964年に旭川で行われた「全道アイヌまつり」⁵に協賛しないことを決定している。その理由は、「すでにPRを行っているいまの段階で参加しても、協会の意見がプログラムに反映できないし、このようなやり方ではショー的になり、誤った印象を一般の人たちに与える恐れがある」[1964年6月17日付『北海道新聞』]というものであった。

また、「アイヌ民芸品コンクール」が行われている。その内容を詳しくうかがい知ることはできないが、1975年7月発行の『先駆者の集い』第9号は11回目のアイヌ民芸品コンクールを報じており[北海道ウタリ協会 1994: 303]、第1回は1965年と推察される。ただし、この「アイヌ民芸品コンクール」は民芸品制作に携わる人々の生活基盤の向上という意味合いが強かったと考えられる。というのも、時期が異なってしまうが、1975年7月発行の『先駆者の集い』第9号によれば、同年の「民芸品製作コンクール」では審査の基準として、技術やアイデアと並んで「販路」が挙げられており[北海道ウタリ協会 1994: 303]、民芸品製作が収入の手段としての側面を強く持つことを物語っている。

また、1966年1月24日付『読売新聞』によれば、1967年の開道百年記念事業に際して、「アイヌの慰霊塔」「資料館」の建設を申し入れている。その理由として、読売新聞は「こんどの運動も生活向上のための一つの要求で、特に“開道百年”の名に埋もれがちな開拓以前のアイヌの労苦を知ってもらいたいというのが趣旨」[1966年1月24日付『読売新聞』]としている。これに関しても、「生活向上」を目的としており、文化的な面が重視されているとはいいいがたい。

最後に、1970年6月24日付『朝日新聞』によれば、旭川市や旭川人権擁護委員会が「北海道旧土人保護法」⁶の廃止運動を展開した際に、北海道ウタ

リ協会は「法律の廃止は困る。法を生かし、もっと手厚い保護が受けられるようにすべきだ」と述べ、廃止に反対する姿勢をみせている。

このように、1960年代の北海道ウタリ協会は、アイヌ文化をそれほど重視していなかった。むしろアイヌ文化は、観光に携わる人々の収入の手段として「観光化」されたものであり、その振興は生活基盤の向上という意味合いが強く、さもなければショー的として「忌避」するような感覚すらあったといえよう。やはり1960年代における北海道ウタリ協会は、文化的側面よりも福祉的側面を重視しており、それゆえ道庁と協調路線をとっていたのではないだろうか。

そして、1971年に『先駆者の集い』が復刊することで、改めて北海道ウタリ協会からの発信が行われるようになっていく⁷。しかし、この福祉の重視と道庁との協調路線は、その後もしばらく続いていく。例えば、1971年10月発行の『先駆者の集い』の第2号は、事務局が道庁に置かれており、「寄らば大樹の陰」で全く頼りにしているのが実情である」[北海道ウタリ協会 1994: 276]と報じている。

加えて、1974年から7カ年計画で実施された「北海道ウタリ福祉対策」として、北海道ウタリ協会を育成指導することを計画していた[北海道 1973: 17]⁸。いかなる「育成指導」が行われたかは不明であるが、少なくとも道庁は北海道ウタリ協会に福祉の受け皿としての機能を求めていたと考えてよい。

また、1970年代初期において北海道ウタリ協会による陳情活動が見られる。例えば、1972年10月発行の『先駆者の集い』第3号によれば、「福祉」のための施策の充実や、無形文化保存のための研究施設の設置を陳情している。しかし、北海道ウタリ協会は「修学資金、住宅問題、就労対策などを重点に、その実現をはかりたいと考えている」[北海道ウタリ協会 1994: 278]と述べており、あくまで福祉的側面を重視していた。

1974年9月発行の『先駆者の集い』第6号では、「宿望の専任事務局独立」として、「だが問題は、この独立した事務局が今後はたして自主性をもち、全道ウタリの期待に応えるか、どうか、ということであろう」[北海道ウタリ協会 1994: 292]と述べている。このように、事務局の独立によって、これ

までの協調路線から「自主性」を持つようとしていることを読み取ることができる。そして、北海道ウタリ協会は国際的な活動を行うようになっていった。

そのきっかけは、1974年に実施された「北海道アイヌ中国訪問団」であった。まず訪問団に参加した貝澤正によれば、1973年に陳楚駐日中国大使一行が北海道視察で二風谷を訪問した際に、貝澤が中国の少数民族との交流を申し入れたところ、翌年に実現したのがこの訪問団であるという〔貝澤 2010〕。さらに、1976年に第2次、1978年に第3次、1983年には第4次訪問団が実施されている〔北海道ウタリ協会 1994: 321, 392, 528〕。他にも、1978年には、中国以外にアラスカやカナダ、アメリカなどを訪れている。

これと並行して、1985年8月発行の『先駆者の集い』第40号によれば、1981年に第1次「ウタリ福祉対策」の事業内容が同和対策事業と同様でありながら、同和地区との格差が広がっており、会員から不満の声が出始めていたという。その不満の声の理由として、第1次「ウタリ福祉対策」は法的基盤が無いこと、「旧土人保護法」の廃止と新法の制定によって対策を強化する必要があることが挙げられている。これを受けて、1982年に北海道ウタリ協会内に、特別委員会を設置、新法制定について検討し始めている〔北海道ウタリ協会 1994: 612〕。この年は「国連先住民作業部会」発足の年であり、国際的な活動を展開する中でその影響を受けてきたという、従来指摘されてきた背景があるのは間違いない。

そして、1984年に、「アイヌ新法（案）」を満場一致で決議し、その後、日本政府や国際社会に陳情する運動を行っている。まず、「アイヌ新法（案）」の前文では「日本国に固有の文化を持ったアイヌ民族が存在することを認め、日本国憲法のもとに民族の誇りが尊重され、民族の権利が保証されることを目的とする」〔北海道ウタリ協会 1994: 1262〕と述べている。ここから、明らかに北海道ウタリ協会が「先住権」を意識していること、さらにいえば国際的な傾向の影響をうかがうことができる。そして、その「先住権」として、福祉対策の充実（第4条）と並び、文化振興・継承の施策（第3条）も要求している。

そしてこの後、北海道ウタリ協会は様々な運動を展開している。1987年発行の特集号（新法関係）や1990年1月発行の第52号によれば、各地で新法

制定のための集いを開いている〔北海道ウタリ協会 1994: 616-7, 710〕。また、特集号は 1986 年の中曽根首相による「単一民族国家」発言をきっかけに、政府に対する陳情活動も行っていることを報じている。加えて、1992 年には萱野茂が社会党から参議院選に出馬、1994 年に繰り上げ当選している。

また、国際的な運動も盛んに行っている。例えば、特集号によれば、先述した「国際人権規約」にかかわる報告書において、日本政府がアイヌ民族を少数民族としなかったことに関し、国連に対して調査を要請している〔北海道ウタリ協会 1994: 622〕。1987 年 11 月発行の第 45 号によれば、同年に「国連先住民作業部会」に初参加し〔北海道ウタリ協会 1994: 636〕、1988 年 10 月発行の第 47 号によれば、同年には「第 75 回 ILO 総会」に出席、「人権専門委員会」にも通報している〔北海道ウタリ協会 1994: 666〕。1991 年には「国連先住民作業部会」のダイス議長を招聘している〔北海道ウタリ協会 1994: 737〕。最終的に、1993 年の「国際先住民年」の開幕式で北海道ウタリ協会理事長の野村義一が演説している。

このように、1974 年の事務局の独立をきっかけに、北海道ウタリ協会の運動は国際的なものとなっていった。そしてその中でアイヌ文化の位置づけも大きく変化している。例えば 1960 年代において、アイヌ文化振興は民芸品製作者の生活基盤の向上という意味合いが強かったのに対し、1984 年には福祉的側面と並んで「先住権」という枠組みの中でアイヌ文化振興が主張されている。この位置づけの変化には、「北海道観光ブーム」と「観光アイヌ」をめぐるアイヌ民族内部の議論が重要な意味を持っていると考えられる。

(2) 「観光アイヌ」と北海道ウタリ協会の「主体性」

まず前提となる 1950 年代後半から 1970 年代前半に至るまでの「北海道観光ブーム」を確認しておきたい。まず、1956 年 7 月 4 日付『朝日新聞』朝刊には「北海道は観光ブーム／涼しさが魅力／空路は予約で満員」という記事が掲載されている。これによれば、「内地」から道への観光客は延べで年間約 70 万人といわれるが、年ごとに約 1 割ふえている」という。特に旭川や阿寒湖など、アイヌ民族に関連する観光地の盛況ぶりを報道している。実際の観光者数も、北海道経済部観光局が発表している「来道観光客数（実人数）の推移」によれば、1966 年度の観光客数が 608,219 人だったのに対し、1974

年度は2,379,688人に増加している。加えて、この間は観光客数が増加し続けている⁹。このように、1950年代後半から1970年代前半までは「北海道観光ブーム」であった。

このような「北海道観光ブーム」の中で、次のようにアイヌ性を観光資源として暮らす人々を「観光アイヌ」と呼び、批判する議論が特に新聞紙上で展開されている¹⁰。例えば、1962年7月8日付『朝日新聞』朝刊では、「観光アイヌはワシらで終りだと思っていたら、ニセのアイヌが次から次へと現れてきたのには驚いた。(中略)シャモがアイヌに化けて、シャモから金をとっているのさ」(括弧内筆者)というアイヌ民族の声を報道している。また、1972年5月7日付『北海道新聞』で荒井源次郎は「観光客相手の業者はアイヌ文化芸能保存、風俗習慣の紹介という美名の下に、アイヌを利用宣伝し、客の誘致に忙しい。アイヌの本業であった木彫りクマやそのほかも、今は一般和人の業と化し、その数も年々ふえており、この商品をアイヌの正真正銘の製品と宣伝して金もうけをしている者が跡をたたない」と寄稿している。さらに、1973年11月3日付『北海道新聞』は、『「アイヌの墓」で客寄せ／旭川の民芸品店／「死者利用に憤り」／アイヌ協、近く抗議行動／「遺族了解、冒とくとくと思わぬ」／経営者」¹¹という記事を掲載しており、この経営者は滋賀県出身の和人であるという。

この議論をめぐって、北海道ウタリ協会はやや遅れながらも、次のように運動を展開している。『先駆者の集い』第6号は、1974年6月の総会において、「和人の悪どい(原文ママ)観光業者に鋭い批判が出されその規制を求める声が強く、反面ウタリの観光に携わるもの問題も提起され今後に残された課題」(括弧内筆者)[北海道ウタリ協会 1994: 292]となったことを報じている。このような批判は、第6号の一回きりではなく、1977年1月発行の『先駆者の集い』第14号では、『「北海道の観光とアイヌ問題」第一回実地調査報告書』として、「かねてから懸案であった『文化対策』のための部会が、今年度の定例総会(昭51年5月)で議決され発足」[北海道ウタリ協会 1994: 344]したと報じている。

ここではまず、「昭和30年代以降、急激に北海道観光が伸びると共に、『湖と熊とアイヌ』は、北海道観光に欠かせぬ重要?な観光資源として利用」[北

海道ウタリ協会 1994: 345] されてきたことを確認している。しかし、「湖・熊・アイヌという当事者（物）にとっては、何ら有益ではなかった」ことに加え、「観光資源にされたアイヌや、観光事業に全く無関係なアイヌまでもが、不快な忍耐を強いられてきました」[北海道ウタリ協会 1994: 345]と述べている。さらに、誤ったアイヌ文化紹介が行われていることを批判している[北海道ウタリ協会 1994: 345]。そして実際に、札幌の観光名所である羊ヶ丘の「サルポロコタン」を事例に詳しく調査をしている。

この調査によって、平取出身の H さんを「酋長」とし、「デタラメ放題のうたい文句で客を呼び、それらしく見せかけた施設で入場料も取り、ものも売り、そしてアイヌを酋長などと偽って『見せ物』にしている。本当の目的は、施設の約半分をしめる売店でおみやげ品を売ることにあるようである」[北海道ウタリ協会 1994: 346]と批判している。全体的な論調からしても、「経営者」は和人であると推察され、和人によるアイヌ文化利用を批判しているといえよう。

加えて、1970年代後半には調査と批判だけでなく、アイヌ文化を学ぶ、そして継承するための運動を行っている。例えば、1977年5月発行の『先駆者の集い』第15号では、「観光地に働くウタリ自らがアイヌを知らなければならないとの声を受けて3月21日と22日の両日真駒内の青少年センターで研修会を開いた」[北海道ウタリ協会 1994: 350]と報じている。また、1977年3月24日付『北海道新聞』の「脱線アイヌ観光」ただせは、観光業者による間違ったアイヌ文化紹介を糾弾すると同時に、その改善案として北海道ウタリ協会が、「正しいアイヌ問題理解のために、札幌の中心部にアイヌ文化、風俗、歴史、言語を学ぶアイヌ文化教室を開設したい」と述べていることを報じている。

そして、1979年10月発行の『先駆者の集い』第22号は、実際にアイヌ語教室が二風谷で開催されたことを報じている[北海道ウタリ協会 1994: 405]。また、貝澤正はこれに際して、「かんじんなアイヌの参加があまりにも少ないのが残念に思う。それでも真剣にアイヌ語を学びたいという皆さんの今日一日の学習が、アイヌ語伝承の起点となるようにしっかりと勉強して下さい」[北海道ウタリ協会 1994: 405]と述べている¹²。

それに加え、1980年にはアイヌ文化の継承者の高齢化に対する焦りも表れている。例えば、1980年9月『先駆者の集い』には、「最近貴重なわが民族文化の保持者が亡くなられておる。ごめい福を祈るとともに、だから収録作業は急がねばならない」〔北海道ウタリ協会 1994: 442〕とある。

5. 「観光アイヌ」をめぐる議論と北海道ウタリ協会の「主体性」

以上のように、北海道ウタリ協会は事務局が1974年に独立して以降、「観光アイヌ」をめぐる議論を踏まえつつ、実際に調査を行ってきた。そして、和人の観光業者によるアイヌ文化の利用を批判し、アイヌ文化を学び、継承するためのアイヌ語講座を実施している。それに加え、1970年代後半はアイヌ文化の継承者の高齢化によって、アイヌ文化継承に関する「焦り」が生じていた。このような議論と「焦り」があったからこそ、「アイヌ新法（案）」でアイヌ文化振興を「先住権」の中で主張するようになったのではないだろうか。

さらにいえば、国際的な影響よりもむしろこのような内部的な議論が重要な意味を持っていたと考えられる。というのも、北海道ウタリ協会が国際的な運動を本格的に行っているのは、「アイヌ新法（案）」が決議された1984年よりも後のことであった。「アイヌ新法（案）」で「先住権」が主張されているのが国際的な影響であったとしても、北海道ウタリ協会による継承の動きは「観光アイヌ」をめぐる議論の結果であろう。ただし、ただちに観光と「主体性」が結びつくわけではなく、北海道ウタリ協会はむしろ文化的な教室によって継承を行おうとしていた。

しかしながら、アイヌ語講座に関して確認したように、貝澤正は開校の辞において、アイヌ民族の参加者が少ないことについて触れている。参加者が少なかったのはこれだけではない。1977年3月21,22日に行われたアイヌ文化の「研修会」でも、「惜しかったのはウタリ会員の参加者が少なかったことだ」〔北海道ウタリ協会 1994: 350〕と報じられている。1977年に行われた「芸能発表会」でも同様にアイヌ民族の参加者が少ないことが嘆かれている。

そして、かかる状況は1979年に実施された2回目の「北海道ウタリ生活

実態調査」¹³⁾にも表れている。同調査は、「本道におけるウタリの自立を助長促進し、社会的、経済的地位の向上を図るためその生活実態を調査し、社会経済情勢の変化に即応した施策を推進するうえに必要な基礎資料を得ることを目的」[北海道民生部 1979: 1]として実施された。何をもち「アイヌ民族」と定義したかは不明であるが、対象はアイヌ民族が 15 世帯以上居住している地域のうち 20 地域を抽出した各地域 15 世帯の合計 300 世帯である。その中の「世帯調査」において、アイヌ文化に関連する項目に表 1 のような特徴がある。

表 1 アイヌ文化の保存・普及の必要性

区分	保存の必要性					普及の必要性				
	必要である	必要でない	わからない	回答なし	計	必要である	必要でない	わからない	回答なし	計
都市型	32.2%	1.4%	7.9%	58.4%	100%	26.2%	2.3%	13.1%	58.4%	100%
	69	3	17	125	214(人)	56	5	28	125	214(人)
農村型	43.7%	1.8%	8.4%	46.1%	100%	36.7%	7.5%	9.4%	46.4%	100%
	245	6	28	153	332(人)	122	25	31	154	332(人)
漁村型	26.7%	1.3%	10.8%	61.2%	100%	17.9%	4.2%	15.4%	62.5%	100%
	64	3	26	147	240(人)	43	10	37	150	240(人)
民芸品製作地域	69.7%		2.6%	27.7%	100%	64.5%		2.6%	32.9%	100%
	53		2	21	76(人)	49		2	25	76(人)
計	38.4%	1.4%	8.5%	51.7%	100%	31.3%	4.6%	11.4%	52.7%	100%
	331	12	73	446	862(人)	270	40	98	454	862(人)

出典：北海道民生部(1979)より作成。

まず、「アイヌ文化の保存の必要性」、「アイヌ文化の普及の必要性」の問いにおいて、全体で過半数の回答がないことがまず大きな特徴である。さらに、「民芸品製作地域」¹⁴⁾を除き全ての地域で「保存の必要性」、「普及の必要性」の両者において「わからない」と「回答なし」を加えると過半数となる。一方で「民芸品製作地域」は「回答なし」の数値が「保存の必要性」で 27.7%、「普及の必要性」で 32.9%と他地域と比較すると低い。また、「民芸品製作地域」における「必要である」の数値は「保存の必要性」で 69.7%、「普及の必要性」で 64.5%と他地域と比べ高くなっている。このように、民芸品製

作への支援が生活に直結しない都市型・農村型・漁村型の地域では「回答なし」が非常に多く、アイヌ文化への関心がそもそも低かったことがうかがえる。またこの調査からは、アイヌ民族の血を引いていることを隠そうとする人々が漏れている可能性が高い。これを踏まえれば、この「無関心」は数値以上に広まっていたと考えるべきだろう。

しかし、「アイヌ新法（案）」以降、継承の意識の高まりを見出すことができる。例えば、1993年の「北海道ウタリ生活実態調査」では、アイヌ文化の保存・継承に関して、「わからない」とする者が29.3%と多いが、無回答が1.1%まで低下、「必要と思う」が66.7%で過半数となっている。さらに、2017年の調査によれば、アイヌ文化の継承活動に現在係わっている者が29.8%、過去に係わったことがある20.0%となっており、約半数に継承活動の経験がある。このように全体として継承の意識が高まっていったのであるとすれば、和人観光業者のアイヌ文化利用に対する批判や、それ以降の北海道アイヌ協会の文化振興・継承の運動は大きな意味を持っていたのではないだろうか。

¹実際には、戦前にも「北海道アイヌ協会」は存在していたが、貝澤正は戦前の北海（道）北海道アイヌ協会と戦後の北海道アイヌ協会のつながりを問われ、「全くありません」（野村 1996: 137）と答えている。一方で、戦前の機関紙である『蝦夷の光』と戦後の機関紙である『北の光』の構成が酷似しており、「巻頭言」をどちらも和人官吏である喜多章明が担当しているなど、全く関係がないとはいいがたい。

²「北海道旧土人保護法」によって下付された土地が、戦前において狭隘でありまた地味も乏しかったため、多くのアイヌ民族が和人にその土地を貸し付け、出稼ぎに出ていた。その土地が戦後の農地改革の対象となったために、反対運動が生じた。

³そのため、改称の時期に合わせて、北海道アイヌ協会と北海道ウタリ協会を使い分ける。

⁴対象とする時期においてほとんどの新聞社は、アイヌ民族は和人に同化すべきであるという「同化主義」に傾いた報道姿勢をとっている。その点を差し引いて考える必要がある。しかし、当時の動きを知る上で重要な意味を持つため、できる限りアイヌ民族の声や北海道アイヌ協会の公式的な発表のみを取り上げるようにしつつ、本稿では史料として用いる。

⁵1964年1月8日付『北海道新聞』によれば、当時の旭川市長である五十嵐広三が1963年に市長就任と同時に「アイヌまつり」の構想を打ち出したという。その趣旨は、「滅びゆくアイヌ文化の保存とともに決定的な観光資源がないといわれる旭川に道内外から多くの観光客を呼ぼう」[1964年1月8日付『北海道新聞』] というものだった。

⁶1899年に制定され、1.5町歩を限度に土地を下付することなどを定めている。戦後、3回ほど改正され、1997年に所謂「アイヌ文化振興法」の制定と同時に廃止されている。

⁷復刊のきっかけについて、1971年発行の『先駆者の集い』第2号で野村義一は「北海道旧土人保護法」の廃止をめぐる議論が存在していることを示唆している [北海道ウタリ協会 1994: 274]。

⁸そのほかに地区対策として共同施設や福祉施設の設置、小規模事業対策、学校教育における指導、アイヌ文化の研究調査及び保存、講習会等の実施など、個別対策として住宅資金の貸付、雇用対策、教育対策、福祉対策など、の実施を計画している。

⁹その後、1986年度までは2百万人前半で横ばいとなっている。

¹⁰この「観光アイヌ」は、観光地で伝統的なアイヌ民族に「扮する」アイヌ民族と和人の双方を揶揄して用いられている。

¹¹ここにある「アイヌ協」とは、北海道ウタリ協会ではなく、旭川アイヌ協議会を指している。旭川アイヌ協議会は、所謂「風雪の群像爆破事件」をきっかけとして1972年に設立された。

¹²1979年8月20日付『北海道新聞』によれば、参加者の内訳は、北海道ウタリ協会の会員31人、アイヌ文化に興味を持つ者23人であったという。

¹³1972年、1979年、1986年、1993年、1999年に実施され、以降は「北海道アイヌ生活実態調査」と名を変え、2006年、2013年に実施されている。また1986年から、対象となるアイヌ民族の定義を、「地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる方、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方」とし、「アイヌであることを否定している場合は調査の対象とはしていない」 [北海道生活福祉部 1993: 1] としている。

¹⁴地域区分の詳しい基準は不明であるが、「民芸品製作地域」は平取町二風谷と阿寒町阿寒湖畔の2地域であり、「都市型」は札幌市白石や旭川市近文など5地域、「農村型」は鶴川町春日や新冠町万世など8地域、漁村型は長万部町旭浜や白老町白老など5地域となっている。

参考文献

- アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会, 2009, 『報告書』。
- 『エカシとフチ』編集委員会, 1983, 『エカシとフチ—北の島に生きたひとびとの記録』札幌テレビ放送。
- 榎森進, 2007, 『アイヌ民族の歴史』草風館。
- 東村岳史, 2006, 『戦後期アイヌ民族—和人関係史序説—1940年代後半から1960年代後半まで』三元社。
- 平野克弥, 2018, 『『明治維新』を内破するヘテログロシヤ アイヌの経験と言葉』『現代思想 6月臨時増刊号』46(9): 48-71。
- 北海道, 1973, 『北海道ウタリ福祉対策』。
- 北海道生活福祉部, 1993, 『平成5年 北海道ウタリ生活実態調査 報告書』。
- 北海道経済部観光局, 「来道観光客数(実人数)の推移」, 北海道ホームページ (2018年11月14日取得 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/irikominosuii.htm>)。
- 北海道民生部, 1979, 『昭和54年 北海道ウタリ生活実態調査報告』。
- 北海道ウタリ協会, 1994, 『アイヌ史 北海道アイヌ協会 北海道ウタリ協会 活動史編』北海道出版企画センター。
- 煎本孝, 2001, 「まりも祭りの創造—アイヌの帰属性と民族的共生」『民族学研究』66(3):320-43。
- 貝澤正, 2010, 『岩波人文書セレクション アイヌわが人生』岩波書店。
- 野村義一, 1996, 『アイヌ民族を生きる』草風館。
- 小川正人, 1994, 「『先駆者の集い』解説・解題」, 北海道ウタリ協会, 『アイヌ史 北海道アイヌ協会 北海道ウタリ協会 活動史編』北海道出版企画センター。
- , 1997, 『近代アイヌ教育制度史研究』北海道大学図書刊行会。
- 太田好信, 1993, 「文化の客体化—観光を通じた文化とアイデンティティの創造」『民族学研究』57(4):383-410。
- 坂田美奈子, 2011, 『アイヌ口承文学の認識論 (エピステモロジー) —歴史の方法としてのアイヌ散文説話』御茶の水書房。

佐々木利和, 2013, 『アイヌ史の時代へ 余瀝抄』北海道大学出版会。